

監査公表

平成 31 年度、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度および令和 5 年度に実施した包括外部監査について秋田市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和 6 年 8 月 28 日

秋田市監査委員	鶴	田	嘉	裕
秋田市監査委員	高	井	宏	司
秋田市監査委員	安	井	誠	悦
秋田市監査委員	三	浦		清

令 6 総 第 1 0 2 0 号
令 和 6 年 8 月 1 6 日

秋田市監査委員 様

秋田市長 穂 積 志

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

令和 5 年度以前に実施された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり通知します。

平成31年度包括外部監査（秋田市のまちづくりに関する事務の執行について）の結果に対する措置状況調書

項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨	措置状況：担当課所室 措置の内容
<p>第3章 秋田市のまちづくりについて</p> <p>3. 監査の結果</p> <p>(3) 空き家対策について</p> <p>【意見5】空き家の活用について（40頁・7頁）</p> <p>地方自治体自らまたは共同出資等によるランドバンクを設立し、空き家の活用方法について検討されたい。</p>	<p>(措置予定・検討中：住宅政策課)</p> <p>令和6年3月策定の「秋田市空家等対策計画」において、空き家や低未利用地解消のためのランドバンク事業実施の可能性について検討することを位置づけ、当該事業の活用を検討している民間事業者への情報収集等に努めるとともに、その連携手法を研究する。</p>
<p>第4章 監査対象とした各課の事業に対する監査の結果</p> <p>4. 住宅整備課</p> <p>4-2 監査の結果</p> <p>(1) 空き家定住推進事業について</p> <p>【意見13】空き家バンクに登録できない空き家に対する対策の強化について（70頁・10頁）</p> <p>流通性のある空き家については、空き家バンクなどの受け皿が構築されているが、ここから漏れてしまうものは、多くが利活用されない空き家になってしまふため、空き家バンクに登録できない空き家に対する対策を強化することが重要であると考える。また、空き家になる前の段階での対策がより有用なものと考える。</p>	<p>(措置予定・検討中：住宅政策課)</p> <p>流通が難しい空き家への対策として、他都市で行っている流通困難空き家再生バンク等の先進事例を研究する。</p> <p>また、令和6年度内に空き家対策ガイドブックを作成し、主に空き家若しくは管理不全となる前の所有者等への配布により適正管理を促進する。</p>

5. 防災安全対策課

5-2 監査の結果

(1) 老朽危険空き家等対策経費について

【意見14】特定空き家等に対する措置について（77頁・10～11頁）

特定空き家等に関する適切な措置の実施を図るため、国の指針を参考に地域の特性を踏まえた特定空き家の認定に関するマニュアルを作成する必要があると考える。

（措置予定・検討中：住宅政策課）

令和6年度内に、特定空家等および管理不全空家等の認定に関するマニュアルを作成するとともに、「秋田市空き家等の適正管理に関する条例」等を改正し、改正空家法に基づく措置等を実施する。

令和2年度包括外部監査（地域産業の振興と雇用の創出に関する施策及び事業の事務の執行について）の結果に対する措置状況調書

項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨	措置状況：担当課所室 措置の内容
<p>第5 外部監査の概要と結論（各論）</p> <p>Ⅲ 企業の活性化の推進</p> <p>2. 創業支援事業</p> <p>【指摘事項11】敷金を補助対象経費とすることについて（86頁・19頁）</p> <p>補助対象経費の事業拠点費について、要綱上「事業の拠点となる事務所や店舗の賃借又は取得に要する経費」と定めており、市はこの事業拠点費に「敷金」も含むものと解釈し、補助対象経費として運用している。</p> <p>しかし、「敷金」は故意または過失等により発生した汚損、毀損の修繕や賃料の不払いが無い場合には、基本的に支出した敷金は全額入居者へ返金される。</p> <p>また、敷金は会計慣行上「経費」ではなく「資産」として計上されることから、敷金の経費性は認められない。</p> <p>以上のことから今後、市として敷金を補助対象経費から外すことを検討されたい。</p>	<p>（措置済み：商工貿易振興課）</p> <p>「敷金」は事務所や店舗の賃借契約時に必要な費用の一部であり、創業時の初期費用として創業者の大きな負担になることから、本市ではこれまで、要綱等において、「敷金」も補助対象としていたものである。</p> <p>しかし、東北六県の県庁所在地や全国の他自治体の多くでは、「敷金」は補助対象外としていることから、本市においても運用を見直し、令和6年度から「敷金」は補助対象外とすることとし、要綱等を改正した。</p>

【意見22】創業支援事業審査委員会のメンバー構成について（87頁・21頁）

創業支援事業審査委員会（以下、「審査会」という。）には、市内の中小企業診断士や有力企業の経営者等に加え、市からは地域金融機関で実務経験がある創業支援担当課長が参加しており、経験豊富なメンバー構成となっており、審査会議事録を閲覧する限りにおいてもその能力・資質・経験に疑義はない。

一方で、現審査会メンバーは50代を中心構成させているが、市場感覚を向上させることを目的に、能力・経験等を精査のうえ、市の若手有望者を審査委員に加えることを提案したい。

（措置済み：商工貿易振興課）

創業支援事業審査委員会の審査においては、高度な知識や経験による判断が必要となることから、それに相応しいメンバーを選び、委嘱している。

市場感覚を適正に反映させることは必要であり、令和6年度から、30代の若手有望者を審査委員に加えたところである。

令和3年度包括外部監査（情報システムの財務に関する事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について）の結果に対する措置状況調書

項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨	措置状況：担当課所室 措置の内容
<p>第4 監査対象とした個別システム等の概要と結論</p> <p>4. 情報システムに係る運用業務について</p> <p>【意見9】標準化に向けた長期継続契約について（48頁・11頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準化との関係で、生活保護システムをクラウド化する要件定義を採用すべきであったのではないか。 ・生活保護システムの更新、またはそれ以後の近い時期に一部業務についてRPAの導入の検討及び実装を行うべきである。 	<p>(措置予定・検討中：保護第二課)</p> <p>現行システムの契約時には、標準化に関して明確な計画が示されていなかった。加えて、セキュリティ上の観点から、市民の情報を外部に保管することについて時期尚早と判断したことから、現行システムをクラウド化する要件定義を採用しなかったものである。令和7年11月に予定しているシステム更新時にクラウド化に関して府内およびベンダーなどと調整し、導入を図る。</p> <p>(措置予定・検討中：保護第二課)</p> <p>生活保護システムは、令和6年3月に国が改定した標準仕様書を反映させ、令和7年度末までに標準準拠システムに移行することとされている。本市でも令和7年度から稼働する新システムへ標準仕様書の内容を反映させることとなる。新システムの機能の中で、事務の効率化が見込まれる業務については、府内およびベンダーなどと調整し、RPA導入を検討する。</p>

**【意見17】現行システムの課題とDX化、
広域化について（96頁・20頁）**

災害の種類や規模等の情報システムに係るリスク評価や、これに対する対応策が十分とは言えない状況であることから、情報統計課等と連携しながら、災害時のリスク対応に関する体制を整備することが望ましい。

(措置済み:上下水道局総務課)

情報システムに係る災害時のリスク対応に関する体制については、災害の種類や規模等によってリスク評価を行い、システム機能を維持するための対応を定めたマニュアルを令和5年12月に策定した。

令和4年度包括外部監査（補助金、負担金及び交付金の財務に関する事務の執行について）の結果に対する措置状況調書

項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨	措置状況：担当課所室 措置の内容
<p>第3 監査対象の概要及び結論（総論）</p> <p>2. 秋田市の補助金等に対する政策等</p> <p>(2) 監査の結果（指摘及び意見）</p> <p>【意見1】補助金等事業のDX化について（21頁・7頁）</p> <p>地方自治体の補助金申請及び交付手続きについてはまだその多くが電子化されていない。政府の現行のシステムを活用できる可能性だけでなく、秋田市全体ないしは広くは秋田県全体の標準化された共通基盤の上で構築することも検討すべきであろう。</p>	<p>(措置済み：デジタル化推進本部)</p> <p>本市の補助金申請の多くは、電子メールによる手続が可能である。また、システム上での構築により利便性が向上する手続については、県および県内市町村で共同利用する「スマート申請」で構築することとしている。</p>
<p>第4 監査対象の概要及び結論（各論）</p> <p>6. 環境部</p> <p>(12) 監査の結果（指摘及び意見）</p> <p>③ 再生可能エネルギー導入支援事業（スマートシティ創エネ事業）（環境総務課、補助金）</p> <p>【意見21】木質ペレットボイラーの補助金について（132頁・30頁）</p> <p>当該補助金は、過去5年以上の間に1台も設置実績がない。事業者側で採算性の目処がつかない設備投資であるなら、補助金制度として廃止等も考えるべきである。</p> <p>今後とも当該事業を継続するのであれば、企業側の事情等も調査した上で補助金の制度設計の変更（補助金額の上限アップ等）も検討するべきである。</p>	<p>(措置済み：新エネルギー産業推進室)</p> <p>当該補助金については、市内事業者のペレットボイラーの導入ニーズが確認されなかつたことなどを勘案し、令和5年度をもって補助制度を廃止した。</p>

令和5年度包括外部監査（「県都『あきた』創生プラン（第14次秋田市総合計画）」の策定及び進捗管理に関する事務について）の結果に対する措置状況調書

項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨	措置状況：担当課所室 措置の内容
<p>第4章 指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見</p> <p>2 監査結果について</p> <p>(2) 監査の結果に添えて提出する意見</p> <p>【意見1】総合計画にかかる根拠規定について（108頁・5頁）</p> <p>策定までのプロセスのみならず、その進捗管理や事後的な評価まで含めた運用についても、何らかの形で規定化し、市の政策実施プロセスの中の総合計画の位置づけを明確化することが望ましい。</p>	<p>(措置予定・検討中：企画調整課)</p> <p>総合計画の運用が明確になるよう、今後の行政経営システムのあり方も含め、規定化の要否とともに検討する。</p>
<p>【意見2】市長任期と総合計画期間との差異について（110頁・8頁）</p> <p>市長任期と総合計画の期間が一致していない場合は、計画期間中の市長交代時の計画修正・つなぎの計画の策定などの対応を明確化しておくことが望ましい。</p>	<p>(措置困難：企画調整課)</p> <p>総合計画は、市長の交代に関わらず本市の目指すべき姿など大局的な方向性を示すものであり、市長交代時の対応は、その際の市長の判断により検討されるべきと考える。</p>
<p>【意見3】総合計画の策定・実行における、行政以外の地域住民等の関与について（111頁・9頁）</p> <p>中長期的な課題として、総合計画の策定・進捗管理プロセスへの地域住民・企業・その他団体などの参加を高め、計画内で方針・目標・施策を共有し、それぞれの役割分担を明確化して、協働的に地域の課題の識別・解決を果たしていくことが望まれる。</p>	<p>(措置予定・検討中：企画調整課)</p> <p>総合計画の策定から進捗管理・事後評価の段階までにおいて、より市民協働の視点を取り入れられるよう検討する。</p>

【意見4】総合計画策定時における、趣旨

・方針等の伝達・共有について（115頁・13頁）

推進計画の策定にあたっては、総合計画の全体像の理解、基本構想への理解が求められるため、定期的な全体への説明・周知に際しては、そのことが十分に徹底されているか留意することが重要である。

(措置済み：企画調整課)

計画の策定や策定後の進捗管理、事業の立案等の過程において、個々の事業が将来都市像や政策などの上位目標にどう寄与するかなどを各部局が掘り下げ、議論を深めることにより、総合計画の理解度が高まっていくものと捉えている。

こうした機会を増やすため、令和6年度から行政経営会議での新規事業の提案時に成果指標の設定を求めるとした。

【意見5】総合計画策定担当者のスキルアップ機会について（116頁・14頁）

推進計画の基礎を策定する現部課担当者のスキルアップの機会を設けたり、研修参加を促進することにより計画の質の向上を図ることも重要である。

(措置済み：企画調整課)

計画の策定や策定後の進捗管理、事業の立案等の過程において、個々の事業が将来都市像や政策などの上位目標にどう寄与するかなどを各部局が掘り下げ、議論を深めるなど、経験を積み重ねることが担当者のスキルアップにつながると捉えている。

こうした機会を増やすため、令和6年度から行政経営会議での新規事業の提案時に成果指標を設定を求めるとした。

【意見6】計画策定に関する知見・経験の引継ぎについて（117頁・15頁）

計画策定の実務自体の経験が豊富でない担当者が計画を作ることを前提に、知見やノウハウの適切な引継ぎを徹底するよう、組織的な対応が求められる。

(措置予定・検討中：企画調整課)

計画の策定や策定後の進捗管理、事業の立案等の過程における議論、意見交換などを通じて、知見やノウハウの継承が図られるものと考えているが、これに加え、全庁的な考え方などが共有できるよう、総合計画の運用をより明確にすることを検討する。

【意見7】施策とKPIの関連性の精度を高める観点からの、ロジックモデルの活用について(118頁・16頁)

計画の指標が将来都市像の各施策を管理する指標としてふさわしいものであったか、目標値の水準が適切であったかなどをしっかりと確認することが非常に重要であることから、成果指標たるKPIの合目的性・信頼性を確保するため、ロジックモデルの考え方を意識した政策立案の点検・見直しを行うべきである。

【意見8】「将来都市像」における「政策」単位のKPIの設定について(120頁・18頁)

事業活動から最終目的（あるべき姿）に至るまでの相関関係が確保されるような計画を策定するため、ロジックモデル的な考え方に基づき、可能な限り中間アウトカムの「政策」についても何らかの指標（KPI）を設けて、進捗状況や相関関係の適切さを定点観測することが望ましい。

【意見9】「創生戦略」及びその「重点プログラム」単位のKPI・目標値の設定について(124頁・22頁)

「創生戦略」及び「重点プログラム」について、それぞれ指標（KPI）を設けて、進捗状況や相関関係の適切さを定点観測することが望ましい。

【意見10】「市推進計画」における「計画推進にあたっての視点」の「施策」及び「取組・事業」に対するKPIの設定について(126頁・24頁)

「施策」や「取組・事業」について、それぞれ指標（KPI）を設けるとともに、予算事業とのつながりを計画上明確にして、進捗状況や相関関係の適切さを定点観測することが望ましい。

(措置予定・検討中：企画調整課)

第15次総合計画の策定に合わせ、指標の設定のあり方も含め、計画全般について検証し、必要に応じて見直しを図る。

(措置予定・検討中：企画調整課)

第15次総合計画の策定に合わせ、指標の設定のあり方も含め、計画全般について検証し、必要に応じて見直しを図る。

(措置予定・検討中：企画調整課)

第15次総合計画の策定に合わせ、指標の設定のあり方も含め、計画全般について検証し、必要に応じて見直しを図る。

(措置済み：企画調整課)

個々の事業とその上位目標である施策の関連性がより明確になるよう、令和6年度から行政経営会議での新規事業の提案時に成果指標の設定を求ることとした。

【意見11】事業シートに記載される情報について(128頁・26頁)

行政経営会議の「事業シート」に総合計画の進捗状況や過年度の事業実績評価といった、総合計画との関連での経済性、効率性、貢献度の判断材料となる項目を加えることが望ましい。

新規事業については、過年度実績がないことから、総合計画の施策との関連性の視点がより重要である。

(措置済み：企画調整課)

令和6年度から新規事業の事業シートに成果指標の記載を加え、毎年度進捗状況を確認することとした。

【意見12】行政経営会議における事業単位のKPIの活用について(129頁・27頁)

事業単位で指標（KPI）を設け、事後に評価しその後の政策の見直しに反映させることに意義があることから、現在部分的に導入されている事業単位の指標とそのモニタリングについて、事業と指標の相関関係を適切にしつつ、導入範囲を広げてもらいたい。

(措置予定・検討中：企画調整課)

令和6年度から行政経営会議での新規事業の提案時に成果指標の設定を求めており、さらなる成果指標の導入範囲の拡大については、第15次総合計画の策定にあわせ、指標の設定のあり方全般について検証し、必要に応じて見直しを図る。

【意見13】総合計画の進捗状況並びに事業評価結果の開示について(130頁・28頁)

他の自治体では、総合計画の進捗状況の開示情報として、事務事業の行政評価をあわせて行っている事例が散見される。

事業評価の方法やどこまで詳細に開示すべきかについては市が判断すべき問題だが、総合計画と事務事業それぞれの行政システムを総合的に運用し、より質の高い事後評価と結果の開示ができるか検討されたい。

(措置済み：企画調整課)

本市では、行政経営会議を通じて、総合計画の政策・施策の方向性等を踏まえながら、既存事業の課題整理や効果検証、新規事業・政策的判断を要する事業のあり方の整理を行うとともに、開示も含めた成果指標と評価のあり方の検討を行うなど、行政経営システムの総合的な運用と改善に取り組んでいるところであり、今後も不斷に見直しを行っていく。